

個人10

受 令和 7 年 2 月 20 日
付 (午前)・午後 9 時 49 分

一般質問 (代表 個人) 通告書

令和 7 年 2 月 20 日

尾張旭市議会議長 殿

氏 名 榊原利宏

尾張旭市議会会議規則第 50 条第 1 項の規定により 3 月定例会において
別紙のとおり質問したいので通知します。

なお、質問事項の件数及び質問方法は、下記のとおりです。

記

1 質問事項 2 件

2 質問方法

	1 回目 一括質問、一括答弁 再質問以降 質問事項 (大項目) ごとに一問一答
<input checked="" type="radio"/>	1 回目から 質問事項 (大項目) ごとに一問一答

↑ 選択する方法に○を付す。



質問事項 No. <u>1-1</u>	下水道広域化について
要旨	<p>(1) 本市下水道職員数の推移について</p> <p>政府は上水道・下水道の広域化・民営化を推し進めているが、埼玉県八潮市の陥没事故を見ると、果たしてそれが正しい方策なのかが問われている。</p> <p>政府は下水道の広域化を進める理由として、「全国の地方公共団体では、下水道施設の老朽化、技術職員の減少や使用料収入の減少といった様々な課題を抱える中、従来どおりの事業運営では持続的な事業の執行が困難になりつつある」という。しかし、上下水道に関わる職員（特に技術職員）の減少は、2001年の水道法改正により業務の民間委託が可能となり、あわせて総務省から自治体職員の定数削減が行われてきたことによる。いわば政府の失政によるものである。</p> <p>愛知県の「全県域汚水適正処理構想」（p 2-12）によると、全国自治体の下水道職員数は1997年度約47,000人いたが、2019年度29,381人と6割程度に減少。愛知県内でも1997年度2,690人が2019年度には1,987人と7割程度に減少している。中でも5万人未満の自治体は166人から80人へと5割減。しかし、5万人から10万人都市ではさほど変化がないように見える（p 2-13、『下水道職員数（愛知県内）の推移』グラフ）。</p> <p>そこで伺う。本市の下水道職員数は1997年度以降、今日までどのようか。現在は充足した余裕のある状態なのか。</p>

※ 申し合わせ事項に留意する。

質問事項 No. <u>1-2</u>	下水道広域化について
要 旨	<p>(2) 愛知県の「全県域汚水適正処理構想」について</p> <p>ア 汚水処理人口普及率について</p> <p>同構想では、「県全体での汚水処理人口普及率は、未だ概成の目安である95%に達していない状況であり、市町村別に見れば、全54市町村の内、95%に達しているのは、約1/4の13市町村となっている。」(表1-1)。尾張旭市は2021年度末で下水道84.6%、合併処理浄化槽10.3%で合計94.9%となっているが、いまはどうなっているのか。</p> <p>イ 「維持管理業務の共同化(ソフト面の連携)」について</p> <p>この構想では、本市は「維持管理業務の共同化(ソフト面の連携)」(p2-38)で登場する。瀬戸市、春日井市、日進市、長久手市との5市のグループである。</p> <p>下水道施設点検の共同発注は、代表市が取りまとめるという。</p> <p>そこで伺う。この取組による費用対効果はどうか。</p> <p>ウ 「下水道事務等の共同化(ソフト面の連携)」について</p> <p>各市町村の日常の窓口業務である排水設備指定業者登録等事務を一元化するという。15市4町参加、取りまとめは名古屋市のようなが、この取組の費用対効果はどうか。</p> <p>エ 広域化の今後について</p> <p>今後の本市下水道は広域化においてはこのレベルでとどまると見てよいか。</p>

※ 申し合わせ事項に留意する。

<p>質問事項 No. <u>2-1</u></p>	<p>中学校の職場体験学習における自衛隊の扱いについて</p>
<p>要 旨</p>	<p>中学2年生は職場体験学習を実施している。 問題は自衛隊について消防、警察と同じ普通の公務員扱いで体験先の扱いをしていること。 自衛隊は国際法上の軍隊であり賭命義務が課される。つまり「自らの命を賭けて相手をせん滅（殺傷）すること」という武力行使への服従義務がある。日本は日本国憲法第9条第2項の観点からは兵士も保持すべきものではない。また、死刑が国家による人権制約の究極の形であるならば、兵士が相手国の全く罪のない人を殺傷することは本来できないこと。 入隊直後から賭命義務を遂行するための厳しい訓練、命令には絶対に従う規律の下で24時間勤務し、所定労働時間という観念がない。民間企業や一般官庁とは勤務条件が全く異なる。 しかし、こういうことは中学生が知る由もない。我が党の紙智子参議院議員に開示された防衛省資料によると、殺傷能力のあるものに触れたり見たりしている事案が2023年度に全国13道県78件あった。そのうち愛知県で5件ある。見学した施設は 「隊舎、車両・艦艇・航空機等の装備品見学」1件 「厚生施設、車両・艦艇・航空機等の装備品見学、資（史）料館（室）」3件 「資（史）料館（室）、車両・艦艇・航空機等の装備品見学」1件 となっている。実施日は開示されていない。そこで伺う。 （1）市内の中学校職場体験における自衛隊の実績について 自衛隊において職場体験を行った校数、人数、体験内容、特に、殺傷能力のある武器に触れたり見たりしたのか。 （2）職場体験の準備や希望先との連絡について 職場体験の体験先の希望はどのようにかなえられているのか。生徒自身が連絡を取るのか、学校側が行うのか</p>

※ 申し合わせ事項に留意する。

質問事項 No. <u>2-2</u>	中学校の職場体験学習における自衛隊の扱いについて
要 旨	<p>(3) 教育振興基本計画における職場体験の方針との関係について 本市の教育振興基本計画では中学校の職場体験学習では、「市商工会と連携し、市内企業の協力のもと・・・「職場体験学習」を進めます」とされているが、自衛隊はなぜ対象先になるのか。</p> <p>(4) 自衛隊について生徒に知らせる配慮について 高校生の就職においては、「新規学校卒業者の就職は、その将来を左右する重要な問題であり、学校における教育や、家庭、地域社会における社会的啓蒙の過程において十分な配慮が必要である」（職業安定行政手引）とされている。中学生の職場体験においても同様の配慮がなされるべきである。 特に自衛隊を希望された場合、上記の視点から自衛隊について内容を知らせる配慮が最低限必要である。現在、自衛隊について学校はこうしたことを知らせているか。</p> <p>(5) 自衛隊を体験先とすることについて 防衛省によると、自衛隊における職場体験では、自衛隊の戦車やりゅう弾砲、護衛艦、掃海艇、P3C、地对空誘導弾ペトリオットまで触れることができる。子供たちに戦争の道に進ませたくないとの声は多い。そもそも憲法第9条から見て自衛隊は対象にすべきではない 子どもの権利条約では18歳未満の子供を軍隊で直接戦闘に参加させないことなどが定められており、日本政府は批准している。 自衛隊を体験先に加えるべきではないのではないか。</p>

※ 申し合わせ事項に留意する。